

株式会社 N T T ドコモ
代表取締役社長 井伊 基之 殿

総務省総合通信基盤局長
二宮 清治

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令の施行を踏まえた
既往契約の解消に向けた取組について (要請)

令和元年 10 月に施行された電気通信事業法の一部を改正する法律 (令和元年法律第 5 号。以下「改正法」という。) の施行前に締結された、同法による改正後の電気通信事業法 (昭和 59 年法律第 86 号。以下「事業法」という。) 第 27 条の 3 に適合しない契約 (以下「既往契約」という。) については、同条に適合した契約 (以下「適合契約」という。) への移行が不利になるおそれのある例外的な利用者も存在することに鑑み、電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令 (令和元年総務省令第 38 号) 附則第 3 条において、当分の間の経過措置として、既往契約における契約の解除を不当に妨げる提供条件 (以下「不適合拘束条件」という。) について、同一の条件で更新することが特例として認められている。

こうした中、「電気通信市場検証会議 競争ルールの検証に関する WG」(主査: 新美 育文 明治大学名誉教授) において取りまとめられた「競争ルールの検証に関する報告書 2021」(令和 3 年 9 月公表) では、行き過ぎた囲い込みの是正等の改正法の趣旨の徹底等の観点から、

- ・ 既往契約を抱える事業者において、できる限り早期の解消に向けて、具体的に取組むことが求められる。
- ・ 総務省において、既往契約の種類に応じて、その解消の進捗状況や囲い込み効果の程度、また、利用者への影響にも配慮しつつ、早期解消に向けたスケジュールを定めた上で、事業者に対し、積極的な取組を求めることが適当である。

旨の提言がなされたところである。

これを受け、総務省は、不適合拘束条件を有する既往契約 (3 G 契約を除く。) の解消時期について、政策上の目標を令和 5 年末に設定するとともに、早期解消を図るための制度的措置を行うこととし、

- ・ 既往契約の不適合拘束条件を個別に適合させる変更を可能とする規定の追加
- ・ 既往契約 (3 G 契約を除く。) の更新の特例を令和 5 年末をもって廃止する方針を明らかにする規定の追加

を内容とする電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令 (令和 4 年総務省令第 3 号) が本年 1 月 31 日に公布・施行されたところである。

以上の状況を踏まえ、下記の事項について適切に実施するよう要請する。

記

(1) 既往契約や不適合拘束条件の早期解消

既往契約について、次に掲げる事項を始め、行き過ぎた囲い込みの是正等の改正法の趣旨を踏まえた必要な取組を実施すること。

- ・ より魅力的な料金プランの提供や(2)に示す案内等を通じた利用者の適合契約への移行促進、適合契約への変更（改正法に適合しない全ての条件の解消）等により、早期に解消すること。
- ・ 利用者に有利な不適合拘束条件を有し、早期の解消が困難な既往契約についても、不適合拘束条件を個別に適合させる変更を可能とする今般の制度的措置を活用し、当該契約における利用者に不利な不適合拘束条件について、できる限り速やかに当該条件を解消すること。

(2) 既往契約の利用者への適切な案内・説明及び周知広報

既往契約の利用者に対し、次に掲げる事項を始め、適切な案内・説明及び周知広報の取組を実施すること。

- ・ 不適合拘束条件を有する既往契約（3G契約を除く。）の利用者に対し、令和6年以降は同一条件での更新が不可能となる予定であることを個別にきめ細かく案内・説明するとともに、広く周知広報を行うこと。
- ・ 既往契約における不適合拘束条件を解消した際には、該当する利用者がその旨を認識できるよう個別に通知するとともに、広く周知広報を行うこと。

(3) 取組状況についての報告

本要請に基づき実施した取組の具体的内容について、「電気通信事業法の一部を改正する法律の施行に係る取組等に関する報告について（報告徴収）」（令和元年9月13日付け総基料第129号）の2(1)及び(3)に基づく報告と併せて報告を行うこと。

以上

沖縄セルラー電話株式会社
代表取締役社長 菅 隆志 殿

総務省総合通信基盤局長
二宮 清治

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令の施行を踏まえた
既往契約の解消に向けた取組について（要請）

令和元年 10 月に施行された電気通信事業法の一部を改正する法律（令和元年法律第 5 号。以下「改正法」という。）の施行前に締結された、同法による改正後の電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号。以下「事業法」という。）第 27 条の 3 に適合しない契約（以下「既往契約」という。）については、同条に適合した契約（以下「適合契約」という。）への移行が不利になるおそれのある例外的な利用者も存在することに鑑み、電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令（令和元年総務省令第 38 号）附則第 3 条において、当分の間の経過措置として、既往契約における契約の解除を不当に妨げる提供条件（以下「不適合拘束条件」という。）について、同一の条件で更新することが特例として認められている。

こうした中、「電気通信市場検証会議 競争ルールの検証に関するWG」（主査：新美 育文 明治大学名誉教授）において取りまとめられた「競争ルールの検証に関する報告書 2021」（令和 3 年 9 月公表）では、行き過ぎた囲い込みの是正等の改正法の趣旨の徹底等の観点から、

- ・ 既往契約を抱える事業者において、できる限り早期の解消に向けて、具体的に取組むことが求められる。
- ・ 総務省において、既往契約の種類に応じて、その解消の進捗状況や囲い込み効果の程度、また、利用者への影響にも配慮しつつ、早期解消に向けたスケジュールを定めた上で、事業者に対し、積極的な取組を求めることが適当である。

旨の提言がなされたところである。

これを受け、総務省は、不適合拘束条件を有する既往契約（3G 契約を除く。）の解消時期について、政策上の目標を令和 5 年末に設定するとともに、早期解消を図るための制度的措置を行うこととし、

- ・ 既往契約の不適合拘束条件を個別に適合させる変更を可能とする規定の追加
- ・ 既往契約（3G 契約を除く。）の更新の特例を令和 5 年末をもって廃止する方針を明らかにする規定の追加

を内容とする電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令（令和 4 年総務省令第 3 号）が本年 1 月 31 日に公布・施行されたところである。

以上の状況を踏まえ、下記の事項について適切に実施するよう要請する。

記

(1) 既往契約や不適合拘束条件の早期解消

既往契約について、次に掲げる事項を始め、行き過ぎた囲い込みの是正等の改正法の趣旨を踏まえた必要な取組を実施すること。

- ・ より魅力的な料金プランの提供や(2)に示す案内等を通じた利用者の適合契約への移行促進、適合契約への変更（改正法に適合しない全ての条件の解消）等により、早期に解消すること。
- ・ 利用者に有利な不適合拘束条件を有し、早期の解消が困難な既往契約についても、不適合拘束条件を個別に適合させる変更を可能とする今般の制度的措置を活用し、当該契約における利用者に不利な不適合拘束条件について、できる限り速やかに当該条件を解消すること。

(2) 既往契約の利用者への適切な案内・説明及び周知広報

既往契約の利用者に対し、次に掲げる事項を始め、適切な案内・説明及び周知広報の取組を実施すること。

- ・ 不適合拘束条件を有する既往契約（3G契約を除く。）の利用者に対し、令和6年以降は同一条件での更新が不可能となる予定であることを個別にきめ細かく案内・説明するとともに、広く周知広報を行うこと。
- ・ 既往契約における不適合拘束条件を解消した際には、該当する利用者がその旨を認識できるよう個別に通知するとともに、広く周知広報を行うこと。

(3) 取組状況についての報告

本要請に基づき実施した取組の具体的内容について、「電気通信事業法の一部を改正する法律の施行に係る取組等に関する報告について（報告徴収）」（令和元年9月13日付け総基料第129号）の2(1)及び(3)に基づく報告と併せて報告を行うこと。

以上

KDDI 株式会社
代表取締役社長 高橋 誠 殿

総務省総合通信基盤局長
二宮 清治

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令の施行を踏まえた
既往契約の解消に向けた取組について（要請）

令和元年 10 月に施行された電気通信事業法の一部を改正する法律（令和元年法律第 5 号。以下「改正法」という。）の施行前に締結された、同法による改正後の電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号。以下「事業法」という。）第 27 条の 3 に適合しない契約（以下「既往契約」という。）については、同条に適合した契約（以下「適合契約」という。）への移行が不利になるおそれのある例外的な利用者も存在することに鑑み、電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令（令和元年総務省令第 38 号）附則第 3 条において、当分の間の経過措置として、既往契約における契約の解除を不当に妨げる提供条件（以下「不適合拘束条件」という。）について、同一の条件で更新することが特例として認められている。

こうした中、「電気通信市場検証会議 競争ルールの検証に関するWG」（主査：新美 育文 明治大学名誉教授）において取りまとめられた「競争ルールの検証に関する報告書 2021」（令和 3 年 9 月公表）では、行き過ぎた囲い込みの是正等の改正法の趣旨の徹底等の観点から、

- ・ 既往契約を抱える事業者において、できる限り早期の解消に向けて、具体的に取組むことが求められる。
- ・ 総務省において、既往契約の種類に応じて、その解消の進捗状況や囲い込み効果の程度、また、利用者への影響にも配慮しつつ、早期解消に向けたスケジュールを定めた上で、事業者に対し、積極的な取組を求めることが適当である。

旨の提言がなされたところである。

これを受け、総務省は、不適合拘束条件を有する既往契約（3G 契約を除く。）の解消時期について、政策上の目標を令和 5 年末に設定するとともに、早期解消を図るための制度的措置を行うこととし、

- ・ 既往契約の不適合拘束条件を個別に適合させる変更を可能とする規定の追加
- ・ 既往契約（3G 契約を除く。）の更新の特例を令和 5 年末をもって廃止する方針を明らかにする規定の追加

を内容とする電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令（令和 4 年総務省令第 3 号）が本年 1 月 31 日に公布・施行されたところである。

以上の状況を踏まえ、下記の事項について適切に実施するよう要請する。

記

(1) 既往契約や不適合拘束条件の早期解消

既往契約について、次に掲げる事項を始め、行き過ぎた囲い込みの是正等の改正法の趣旨を踏まえた必要な取組を実施すること。

- ・ より魅力的な料金プランの提供や(2)に示す案内等を通じた利用者の適合契約への移行促進、適合契約への変更（改正法に適合しない全ての条件の解消）等により、早期に解消すること。
- ・ 利用者に有利な不適合拘束条件を有し、早期の解消が困難な既往契約についても、不適合拘束条件を個別に適合させる変更を可能とする今般の制度的措置を活用し、当該契約における利用者に不利な不適合拘束条件について、できる限り速やかに当該条件を解消すること。

(2) 既往契約の利用者への適切な案内・説明及び周知広報

既往契約の利用者に対し、次に掲げる事項を始め、適切な案内・説明及び周知広報の取組を実施すること。

- ・ 不適合拘束条件を有する既往契約（3G契約を除く。）の利用者に対し、令和6年以降は同一条件での更新が不可能となる予定であることを個別にきめ細かく案内・説明するとともに、広く周知広報を行うこと。
- ・ 既往契約における不適合拘束条件を解消した際には、該当する利用者がその旨を認識できるよう個別に通知するとともに、広く周知広報を行うこと。

(3) 取組状況についての報告

本要請に基づき実施した取組の具体的内容について、「電気通信事業法の一部を改正する法律の施行に係る取組等に関する報告について（報告徴収）」（令和元年9月13日付け総基料第129号）の2(1)及び(3)に基づく報告と併せて報告を行うこと。

以上

ソフトバンク株式会社

代表取締役社長執行役員兼 CEO 宮川 潤一 殿

総務省総合通信基盤局長
二宮 清治

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令の施行を踏まえた
既往契約の解消に向けた取組について（要請）

令和元年 10 月に施行された電気通信事業法の一部を改正する法律（令和元年法律第 5 号。以下「改正法」という。）の施行前に締結された、同法による改正後の電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号。以下「事業法」という。）第 27 条の 3 に適合しない契約（以下「既往契約」という。）については、同条に適合した契約（以下「適合契約」という。）への移行が不利になるおそれのある例外的な利用者も存在することに鑑み、電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令（令和元年総務省令第 38 号）附則第 3 条において、当分の間の経過措置として、既往契約における契約の解除を不当に妨げる提供条件（以下「不適合拘束条件」という。）について、同一の条件で更新することが特例として認められている。

こうした中、「電気通信市場検証会議 競争ルールの検証に関するWG」（主査：新美 育文 明治大学名誉教授）において取りまとめられた「競争ルールの検証に関する報告書 2021」（令和 3 年 9 月公表）では、行き過ぎた囲い込みの是正等の改正法の趣旨の徹底等の観点から、

- ・ 既往契約を抱える事業者において、できる限り早期の解消に向けて、具体的に取組むことが求められる。
- ・ 総務省において、既往契約の種類に応じて、その解消の進捗状況や囲い込み効果の程度、また、利用者への影響にも配慮しつつ、早期解消に向けたスケジュールを定めた上で、事業者に対し、積極的な取組を求めることが適当である。

旨の提言がなされたところである。

これを受け、総務省は、不適合拘束条件を有する既往契約（3G 契約を除く。）の解消時期について、政策上の目標を令和 5 年末に設定するとともに、早期解消を図るための制度的措置を行うこととし、

- ・ 既往契約の不適合拘束条件を個別に適合させる変更を可能とする規定の追加
- ・ 既往契約（3G 契約を除く。）の更新の特例を令和 5 年末をもって廃止する方針を明らかにする規定の追加

を内容とする電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令（令和 4 年総務省令第 3 号）が本年 1 月 31 日に公布・施行されたところである。

以上の状況を踏まえ、下記の事項について適切に実施するよう要請する。

記

(1) 既往契約や不適合拘束条件の早期解消

既往契約について、次に掲げる事項を始め、行き過ぎた囲い込みの是正等の改正法の趣旨を踏まえた必要な取組を実施すること。

- ・ より魅力的な料金プランの提供や(2)に示す案内等を通じた利用者の適合契約への移行促進、適合契約への変更（改正法に適合しない全ての条件の解消）等により、早期に解消すること。
- ・ 利用者に有利な不適合拘束条件を有し、早期の解消が困難な既往契約についても、不適合拘束条件を個別に適合させる変更を可能とする今般の制度的措置を活用し、当該契約における利用者に不利な不適合拘束条件について、できる限り速やかに当該条件を解消すること。

(2) 既往契約の利用者への適切な案内・説明及び周知広報

既往契約の利用者に対し、次に掲げる事項を始め、適切な案内・説明及び周知広報の取組を実施すること。

- ・ 不適合拘束条件を有する既往契約（3G契約を除く。）の利用者に対し、令和6年以降は同一条件での更新が不可能となる予定であることを個別にきめ細かく案内・説明するとともに、広く周知広報を行うこと。
- ・ 既往契約における不適合拘束条件を解消した際には、該当する利用者がその旨を認識できるよう個別に通知するとともに、広く周知広報を行うこと。

(3) 取組状況についての報告

本要請に基づき実施した取組の具体的内容について、「電気通信事業法の一部を改正する法律の施行に係る取組等に関する報告について（報告徴収）」（令和元年9月13日付け総基料第129号）の2(1)及び(3)に基づく報告と併せて報告を行うこと。

以上

UQコミュニケーションズ株式会社
代表取締役社長 竹澤 浩 殿

総務省総合通信基盤局長
二宮 清治

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令の施行を踏まえた
既往契約の解消に向けた取組について（要請）

令和元年 10 月に施行された電気通信事業法の一部を改正する法律（令和元年法律第 5 号。以下「改正法」という。）の施行前に締結された、同法による改正後の電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号。以下「事業法」という。）第 27 条の 3 に適合しない契約（以下「既往契約」という。）については、同条に適合した契約（以下「適合契約」という。）への移行が不利になるおそれのある例外的な利用者も存在することに鑑み、電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令（令和元年総務省令第 38 号）附則第 3 条において、当分の間の経過措置として、既往契約における契約の解除を不当に妨げる提供条件（以下「不適合拘束条件」という。）について、同一の条件で更新することが特例として認められている。

こうした中、「電気通信市場検証会議 競争ルールの検証に関するWG」（主査：新美 育文 明治大学名誉教授）において取りまとめられた「競争ルールの検証に関する報告書 2021」（令和 3 年 9 月公表）では、行き過ぎた囲い込みの是正等の改正法の趣旨の徹底等の観点から、

- ・ 既往契約を抱える事業者において、できる限り早期の解消に向けて、具体的に取組むことが求められる。
- ・ 総務省において、既往契約の種類に応じて、その解消の進捗状況や囲い込み効果の程度、また、利用者への影響にも配慮しつつ、早期解消に向けたスケジュールを定めた上で、事業者に対し、積極的な取組を求めることが適当である。

旨の提言がなされたところである。

これを受け、総務省は、不適合拘束条件を有する既往契約（3G 契約を除く。）の解消時期について、政策上の目標を令和 5 年末に設定するとともに、早期解消を図るための制度的措置を行うこととし、

- ・ 既往契約の不適合拘束条件を個別に適合させる変更を可能とする規定の追加
- ・ 既往契約（3G 契約を除く。）の更新の特例を令和 5 年末をもって廃止する方針を明らかにする規定の追加

を内容とする電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令（令和 4 年総務省令第 3 号）が本年 1 月 31 日に公布・施行されたところである。

以上の状況を踏まえ、下記の事項について適切に実施するよう要請する。

記

(1) 既往契約や不適合拘束条件の早期解消

既往契約について、次に掲げる事項を始め、行き過ぎた囲い込みの是正等の改正法の趣旨を踏まえた必要な取組を実施すること。

- ・ より魅力的な料金プランの提供や(2)に示す案内等を通じた利用者の適合契約への移行促進、適合契約への変更（改正法に適合しない全ての条件の解消）等により、早期に解消すること。
- ・ 利用者に有利な不適合拘束条件を有し、早期の解消が困難な既往契約についても、不適合拘束条件を個別に適合させる変更を可能とする今般の制度的措置を活用し、当該契約における利用者に不利な不適合拘束条件について、できる限り速やかに当該条件を解消すること。

(2) 既往契約の利用者への適切な案内・説明及び周知広報

既往契約の利用者に対し、次に掲げる事項を始め、適切な案内・説明及び周知広報の取組を実施すること。

- ・ 不適合拘束条件を有する既往契約（3G契約を除く。）の利用者に対し、令和6年以降は同一条件での更新が不可能となる予定であることを個別にきめ細かく案内・説明するとともに、広く周知広報を行うこと。
- ・ 既往契約における不適合拘束条件を解消した際には、該当する利用者がその旨を認識できるよう個別に通知するとともに、広く周知広報を行うこと。

(3) 既往契約の件数及び取組状況についての報告

本年3月末時点で残存している既往契約の件数（総数並びにその内訳として事業法第27条の3第2項第1号に適合しない契約の件数及び同項第2号に適合しない契約の件数）及び本要請に基づき実施した取組の具体的内容について、本年4月末までに報告を行うこと。

なお、既往契約が残存していない場合には、その旨の報告のみで足りる。

以上

楽天モバイル株式会社
代表取締役社長 山田 善久 殿

総務省総合通信基盤局長
二宮 清治

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令の施行を踏まえた
既往契約の解消に向けた取組について（要請）

令和元年 10 月に施行された電気通信事業法の一部を改正する法律（令和元年法律第 5 号。以下「改正法」という。）の施行前に締結された、同法による改正後の電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号。以下「事業法」という。）第 27 条の 3 に適合しない契約（以下「既往契約」という。）については、同条に適合した契約（以下「適合契約」という。）への移行が不利になるおそれのある例外的な利用者も存在することに鑑み、電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令（令和元年総務省令第 38 号）附則第 3 条において、当分の間の経過措置として、既往契約における契約の解除を不当に妨げる提供条件（以下「不適合拘束条件」という。）について、同一の条件で更新することが特例として認められている。

こうした中、「電気通信市場検証会議 競争ルールの検証に関するWG」（主査：新美 育文 明治大学名誉教授）において取りまとめられた「競争ルールの検証に関する報告書 2021」（令和 3 年 9 月公表）では、行き過ぎた囲い込みの是正等の改正法の趣旨の徹底等の観点から、

- ・ 既往契約を抱える事業者において、できる限り早期の解消に向けて、具体的に取組むことが求められる。
- ・ 総務省において、既往契約の種類に応じて、その解消の進捗状況や囲い込み効果の程度、また、利用者への影響にも配慮しつつ、早期解消に向けたスケジュールを定めた上で、事業者に対し、積極的な取組を求めることが適当である。

旨の提言がなされたところである。

これを受け、総務省は、不適合拘束条件を有する既往契約（3G 契約を除く。）の解消時期について、政策上の目標を令和 5 年末に設定するとともに、早期解消を図るための制度的措置を行うこととし、

- ・ 既往契約の不適合拘束条件を個別に適合させる変更を可能とする規定の追加
- ・ 既往契約（3G 契約を除く。）の更新の特例を令和 5 年末をもって廃止する方針を明らかにする規定の追加

を内容とする電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令（令和 4 年総務省令第 3 号）が本年 1 月 31 日に公布・施行されたところである。

以上の状況を踏まえ、下記の事項について適切に実施するよう要請する。

記

(1) 既往契約や不適合拘束条件の早期解消

既往契約について、次に掲げる事項を始め、行き過ぎた囲い込みの是正等の改正法の趣旨を踏まえた必要な取組を実施すること。

- ・ より魅力的な料金プランの提供や(2)に示す案内等を通じた利用者の適合契約への移行促進、適合契約への変更（改正法に適合しない全ての条件の解消）等により、早期に解消すること。
- ・ 利用者に有利な不適合拘束条件を有し、早期の解消が困難な既往契約についても、不適合拘束条件を個別に適合させる変更を可能とする今般の制度的措置を活用し、当該契約における利用者に不利な不適合拘束条件について、できる限り速やかに当該条件を解消すること。

(2) 既往契約の利用者への適切な案内・説明及び周知広報

既往契約の利用者に対し、次に掲げる事項を始め、適切な案内・説明及び周知広報の取組を実施すること。

- ・ 不適合拘束条件を有する既往契約（3G契約を除く。）の利用者に対し、令和6年以降は同一条件での更新が不可能となる予定であることを個別にきめ細かく案内・説明するとともに、広く周知広報を行うこと。
- ・ 既往契約における不適合拘束条件を解消した際には、該当する利用者がその旨を認識できるよう個別に通知するとともに、広く周知広報を行うこと。

(3) 既往契約の件数及び取組状況についての報告

本年3月末時点で残存している既往契約の件数（総数並びにその内訳として事業法第27条の3第2項第1号に適合しない契約の件数及び同項第2号に適合しない契約の件数）及び本要請に基づき実施した取組の具体的内容について、本年4月末までに報告を行うこと。

なお、既往契約が残存していない場合には、その旨の報告のみで足りる。

以上

株式会社インターネットイニシアティブ
代表取締役社長 勝 栄二郎 殿

総務省総合通信基盤局長
二宮 清治

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令の施行を踏まえた
既往契約の解消に向けた取組について（要請）

令和元年 10 月に施行された電気通信事業法の一部を改正する法律（令和元年法律第 5 号。以下「改正法」という。）の施行前に締結された、同法による改正後の電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号。以下「事業法」という。）第 27 条の 3 に適合しない契約（以下「既往契約」という。）については、同条に適合した契約（以下「適合契約」という。）への移行が不利になるおそれのある例外的な利用者も存在することに鑑み、電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令（令和元年総務省令第 38 号）附則第 3 条において、当分の間の経過措置として、既往契約における契約の解除を不当に妨げる提供条件（以下「不適合拘束条件」という。）について、同一の条件で更新することが特例として認められている。

こうした中、「電気通信市場検証会議 競争ルールの検証に関するWG」（主査：新美 育文 明治大学名誉教授）において取りまとめられた「競争ルールの検証に関する報告書 2021」（令和 3 年 9 月公表）では、行き過ぎた囲い込みの是正等の改正法の趣旨の徹底等の観点から、

- ・ 既往契約を抱える事業者において、できる限り早期の解消に向けて、具体的に取組むことが求められる。
- ・ 総務省において、既往契約の種類に応じて、その解消の進捗状況や囲い込み効果の程度、また、利用者への影響にも配慮しつつ、早期解消に向けたスケジュールを定めた上で、事業者に対し、積極的な取組を求めることが適当である。

旨の提言がなされたところである。

これを受け、総務省は、不適合拘束条件を有する既往契約（3G 契約を除く。）の解消時期について、政策上の目標を令和 5 年末に設定するとともに、早期解消を図るための制度的措置を行うこととし、

- ・ 既往契約の不適合拘束条件を個別に適合させる変更を可能とする規定の追加
- ・ 既往契約（3G 契約を除く。）の更新の特例を令和 5 年末をもって廃止する方針を明らかにする規定の追加

を内容とする電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令（令和 4 年総務省令第 3 号）が本年 1 月 31 日に公布・施行されたところである。

以上の状況を踏まえ、下記の事項について適切に実施するよう要請する。

記

(1) 既往契約や不適合拘束条件の早期解消

既往契約について、次に掲げる事項を始め、行き過ぎた囲い込みの是正等の改正法の趣旨を踏まえた必要な取組を実施すること。

- ・ より魅力的な料金プランの提供や(2)に示す案内等を通じた利用者の適合契約への移行促進、適合契約への変更（改正法に適合しない全ての条件の解消）等により、早期に解消すること。
- ・ 利用者に有利な不適合拘束条件を有し、早期の解消が困難な既往契約についても、不適合拘束条件を個別に適合させる変更を可能とする今般の制度的措置を活用し、当該契約における利用者に不利な不適合拘束条件について、できる限り速やかに当該条件を解消すること。

(2) 既往契約の利用者への適切な案内・説明及び周知広報

既往契約の利用者に対し、次に掲げる事項を始め、適切な案内・説明及び周知広報の取組を実施すること。

- ・ 不適合拘束条件を有する既往契約（3G契約を除く。）の利用者に対し、令和6年以降は同一条件での更新が不可能となる予定であることを個別にきめ細かく案内・説明するとともに、広く周知広報を行うこと。
- ・ 既往契約における不適合拘束条件を解消した際には、該当する利用者がその旨を認識できるよう個別に通知するとともに、広く周知広報を行うこと。

(3) 既往契約の件数及び取組状況についての報告

本年3月末時点で残存している既往契約の件数（総数並びにその内訳として事業法第27条の3第2項第1号に適合しない契約の件数及び同項第2号に適合しない契約の件数）及び本要請に基づき実施した取組の具体的内容について、本年4月末までに報告を行うこと。

なお、既往契約が残存していない場合には、その旨の報告のみで足りる。

以上

株式会社ウィルコム沖縄
代表取締役社長 今村 隼人 殿

総務省総合通信基盤局長
二宮 清治

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令の施行を踏まえた
既往契約の解消に向けた取組について（要請）

令和元年 10 月に施行された電気通信事業法の一部を改正する法律（令和元年法律第 5 号。以下「改正法」という。）の施行前に締結された、同法による改正後の電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号。以下「事業法」という。）第 27 条の 3 に適合しない契約（以下「既往契約」という。）については、同条に適合した契約（以下「適合契約」という。）への移行が不利になるおそれのある例外的な利用者も存在することに鑑み、電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令（令和元年総務省令第 38 号）附則第 3 条において、当分の間の経過措置として、既往契約における契約の解除を不当に妨げる提供条件（以下「不適合拘束条件」という。）について、同一の条件で更新することが特例として認められている。

こうした中、「電気通信市場検証会議 競争ルールの検証に関するWG」（主査：新美 育文 明治大学名誉教授）において取りまとめられた「競争ルールの検証に関する報告書 2021」（令和 3 年 9 月公表）では、行き過ぎた囲い込みの是正等の改正法の趣旨の徹底等の観点から、

- ・ 既往契約を抱える事業者において、できる限り早期の解消に向けて、具体的に取組むことが求められる。
- ・ 総務省において、既往契約の種類に応じて、その解消の進捗状況や囲い込み効果の程度、また、利用者への影響にも配慮しつつ、早期解消に向けたスケジュールを定めた上で、事業者に対し、積極的な取組を求めることが適当である。

旨の提言がなされたところである。

これを受け、総務省は、不適合拘束条件を有する既往契約（3G 契約を除く。）の解消時期について、政策上の目標を令和 5 年末に設定するとともに、早期解消を図るための制度的措置を行うこととし、

- ・ 既往契約の不適合拘束条件を個別に適合させる変更を可能とする規定の追加
- ・ 既往契約（3G 契約を除く。）の更新の特例を令和 5 年末をもって廃止する方針を明らかにする規定の追加

を内容とする電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令（令和 4 年総務省令第 3 号）が本年 1 月 31 日に公布・施行されたところである。

以上の状況を踏まえ、下記の事項について適切に実施するよう要請する。

記

(1) 既往契約や不適合拘束条件の早期解消

既往契約について、次に掲げる事項を始め、行き過ぎた囲い込みの是正等の改正法の趣旨を踏まえた必要な取組を実施すること。

- ・ より魅力的な料金プランの提供や(2)に示す案内等を通じた利用者の適合契約への移行促進、適合契約への変更（改正法に適合しない全ての条件の解消）等により、早期に解消すること。
- ・ 利用者に有利な不適合拘束条件を有し、早期の解消が困難な既往契約についても、不適合拘束条件を個別に適合させる変更を可能とする今般の制度的措置を活用し、当該契約における利用者に不利な不適合拘束条件について、できる限り速やかに当該条件を解消すること。

(2) 既往契約の利用者への適切な案内・説明及び周知広報

既往契約の利用者に対し、次に掲げる事項を始め、適切な案内・説明及び周知広報の取組を実施すること。

- ・ 不適合拘束条件を有する既往契約（3G契約を除く。）の利用者に対し、令和6年以降は同一条件での更新が不可能となる予定であることを個別にきめ細かく案内・説明するとともに、広く周知広報を行うこと。
- ・ 既往契約における不適合拘束条件を解消した際には、該当する利用者がその旨を認識できるよう個別に通知するとともに、広く周知広報を行うこと。

(3) 既往契約の件数及び取組状況についての報告

本年3月末時点で残存している既往契約の件数（総数並びにその内訳として事業法第27条の3第2項第1号に適合しない契約の件数及び同項第2号に適合しない契約の件数）及び本要請に基づき実施した取組の具体的内容について、本年4月末までに報告を行うこと。

なお、既往契約が残存していない場合には、その旨の報告のみで足りる。

以上

エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
代表取締役社長 丸岡 亨 殿

総務省総合通信基盤局長
二宮 清治

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令の施行を踏まえた
既往契約の解消に向けた取組について（要請）

令和元年 10 月に施行された電気通信事業法の一部を改正する法律（令和元年法律第 5 号。以下「改正法」という。）の施行前に締結された、同法による改正後の電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号。以下「事業法」という。）第 27 条の 3 に適合しない契約（以下「既往契約」という。）については、同条に適合した契約（以下「適合契約」という。）への移行が不利になるおそれのある例外的な利用者も存在することに鑑み、電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令（令和元年総務省令第 38 号）附則第 3 条において、当分の間の経過措置として、既往契約における契約の解除を不当に妨げる提供条件（以下「不適合拘束条件」という。）について、同一の条件で更新することが特例として認められている。

こうした中、「電気通信市場検証会議 競争ルールの検証に関するWG」（主査：新美 育文 明治大学名誉教授）において取りまとめられた「競争ルールの検証に関する報告書 2021」（令和 3 年 9 月公表）では、行き過ぎた囲い込みの是正等の改正法の趣旨の徹底等の観点から、

- ・ 既往契約を抱える事業者において、できる限り早期の解消に向けて、具体的に取組むことが求められる。
- ・ 総務省において、既往契約の種類に応じて、その解消の進捗状況や囲い込み効果の程度、また、利用者への影響にも配慮しつつ、早期解消に向けたスケジュールを定めた上で、事業者に対し、積極的な取組を求めることが適当である。

旨の提言がなされたところである。

これを受け、総務省は、不適合拘束条件を有する既往契約（3G 契約を除く。）の解消時期について、政策上の目標を令和 5 年末に設定するとともに、早期解消を図るための制度的措置を行うこととし、

- ・ 既往契約の不適合拘束条件を個別に適合させる変更を可能とする規定の追加
- ・ 既往契約（3G 契約を除く。）の更新の特例を令和 5 年末をもって廃止する方針を明らかにする規定の追加

を内容とする電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令（令和 4 年総務省令第 3 号）が本年 1 月 31 日に公布・施行されたところである。

以上の状況を踏まえ、下記の事項について適切に実施するよう要請する。

記

(1) 既往契約や不適合拘束条件の早期解消

既往契約について、次に掲げる事項を始め、行き過ぎた囲い込みの是正等の改正法の趣旨を踏まえた必要な取組を実施すること。

- ・ より魅力的な料金プランの提供や(2)に示す案内等を通じた利用者の適合契約への移行促進、適合契約への変更（改正法に適合しない全ての条件の解消）等により、早期に解消すること。
- ・ 利用者に有利な不適合拘束条件を有し、早期の解消が困難な既往契約についても、不適合拘束条件を個別に適合させる変更を可能とする今般の制度的措置を活用し、当該契約における利用者に不利な不適合拘束条件について、できる限り速やかに当該条件を解消すること。

(2) 既往契約の利用者への適切な案内・説明及び周知広報

既往契約の利用者に対し、次に掲げる事項を始め、適切な案内・説明及び周知広報の取組を実施すること。

- ・ 不適合拘束条件を有する既往契約（3G契約を除く。）の利用者に対し、令和6年以降は同一条件での更新が不可能となる予定であることを個別にきめ細かく案内・説明するとともに、広く周知広報を行うこと。
- ・ 既往契約における不適合拘束条件を解消した際には、該当する利用者がその旨を認識できるよう個別に通知するとともに、広く周知広報を行うこと。

(3) 既往契約の件数及び取組状況についての報告

本年3月末時点で残存している既往契約の件数（総数並びにその内訳として事業法第27条の3第2項第1号に適合しない契約の件数及び同項第2号に適合しない契約の件数）及び本要請に基づき実施した取組の具体的内容について、本年4月末までに報告を行うこと。

なお、既往契約が残存していない場合には、その旨の報告のみで足りる。

以上

株式会社エヌ・ティ・ティピー・シーコミュニケーションズ
代表取締役社長 工藤 潤一 殿

総務省総合通信基盤局長
二宮 清治

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令の施行を踏まえた
既往契約の解消に向けた取組について（要請）

令和元年 10 月に施行された電気通信事業法の一部を改正する法律（令和元年法律第 5 号。以下「改正法」という。）の施行前に締結された、同法による改正後の電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号。以下「事業法」という。）第 27 条の 3 に適合しない契約（以下「既往契約」という。）については、同条に適合した契約（以下「適合契約」という。）への移行が不利になるおそれのある例外的な利用者も存在することに鑑み、電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令（令和元年総務省令第 38 号）附則第 3 条において、当分の間の経過措置として、既往契約における契約の解除を不当に妨げる提供条件（以下「不適合拘束条件」という。）について、同一の条件で更新することが特例として認められている。

こうした中、「電気通信市場検証会議 競争ルールの検証に関するWG」（主査：新美 育文 明治大学名誉教授）において取りまとめられた「競争ルールの検証に関する報告書 2021」（令和 3 年 9 月公表）では、行き過ぎた囲い込みの是正等の改正法の趣旨の徹底等の観点から、

- ・ 既往契約を抱える事業者において、できる限り早期の解消に向けて、具体的に取組むことが求められる。
- ・ 総務省において、既往契約の種類に応じて、その解消の進捗状況や囲い込み効果の程度、また、利用者への影響にも配慮しつつ、早期解消に向けたスケジュールを定めた上で、事業者に対し、積極的な取組を求めることが適当である。

旨の提言がなされたところである。

これを受け、総務省は、不適合拘束条件を有する既往契約（3G 契約を除く。）の解消時期について、政策上の目標を令和 5 年末に設定するとともに、早期解消を図るための制度的措置を行うこととし、

- ・ 既往契約の不適合拘束条件を個別に適合させる変更を可能とする規定の追加
- ・ 既往契約（3G 契約を除く。）の更新の特例を令和 5 年末をもって廃止する方針を明らかにする規定の追加

を内容とする電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令（令和 4 年総務省令第 3 号）が本年 1 月 31 日に公布・施行されたところである。

以上の状況を踏まえ、下記の事項について適切に実施するよう要請する。

記

(1) 既往契約や不適合拘束条件の早期解消

既往契約について、次に掲げる事項を始め、行き過ぎた囲い込みの是正等の改正法の趣旨を踏まえた必要な取組を実施すること。

- ・ より魅力的な料金プランの提供や(2)に示す案内等を通じた利用者の適合契約への移行促進、適合契約への変更（改正法に適合しない全ての条件の解消）等により、早期に解消すること。
- ・ 利用者に有利な不適合拘束条件を有し、早期の解消が困難な既往契約についても、不適合拘束条件を個別に適合させる変更を可能とする今般の制度的措置を活用し、当該契約における利用者に不利な不適合拘束条件について、できる限り速やかに当該条件を解消すること。

(2) 既往契約の利用者への適切な案内・説明及び周知広報

既往契約の利用者に対し、次に掲げる事項を始め、適切な案内・説明及び周知広報の取組を実施すること。

- ・ 不適合拘束条件を有する既往契約（3G契約を除く。）の利用者に対し、令和6年以降は同一条件での更新が不可能となる予定であることを個別にきめ細かく案内・説明するとともに、広く周知広報を行うこと。
- ・ 既往契約における不適合拘束条件を解消した際には、該当する利用者がその旨を認識できるよう個別に通知するとともに、広く周知広報を行うこと。

(3) 既往契約の件数及び取組状況についての報告

本年3月末時点で残存している既往契約の件数（総数並びにその内訳として事業法第27条の3第2項第1号に適合しない契約の件数及び同項第2号に適合しない契約の件数）及び本要請に基づき実施した取組の具体的内容について、本年4月末までに報告を行うこと。

なお、既往契約が残存していない場合には、その旨の報告のみで足りる。

以上

エヌ・ティ・ティ・メディアサプライ株式会社
代表取締役社長 横山 桂子 殿

総務省総合通信基盤局長
二宮 清治

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令の施行を踏まえた
既往契約の解消に向けた取組について（要請）

令和元年 10 月に施行された電気通信事業法の一部を改正する法律（令和元年法律第 5 号。以下「改正法」という。）の施行前に締結された、同法による改正後の電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号。以下「事業法」という。）第 27 条の 3 に適合しない契約（以下「既往契約」という。）については、同条に適合した契約（以下「適合契約」という。）への移行が不利になるおそれのある例外的な利用者も存在することに鑑み、電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令（令和元年総務省令第 38 号）附則第 3 条において、当分の間の経過措置として、既往契約における契約の解除を不当に妨げる提供条件（以下「不適合拘束条件」という。）について、同一の条件で更新することが特例として認められている。

こうした中、「電気通信市場検証会議 競争ルールの検証に関するWG」（主査：新美 育文 明治大学名誉教授）において取りまとめられた「競争ルールの検証に関する報告書 2021」（令和 3 年 9 月公表）では、行き過ぎた囲い込みの是正等の改正法の趣旨の徹底等の観点から、

- ・ 既往契約を抱える事業者において、できる限り早期の解消に向けて、具体的に取組むことが求められる。
- ・ 総務省において、既往契約の種類に応じて、その解消の進捗状況や囲い込み効果の程度、また、利用者への影響にも配慮しつつ、早期解消に向けたスケジュールを定めた上で、事業者に対し、積極的な取組を求めることが適当である。

旨の提言がなされたところである。

これを受け、総務省は、不適合拘束条件を有する既往契約（3G 契約を除く。）の解消時期について、政策上の目標を令和 5 年末に設定するとともに、早期解消を図るための制度的措置を行うこととし、

- ・ 既往契約の不適合拘束条件を個別に適合させる変更を可能とする規定の追加
- ・ 既往契約（3G 契約を除く。）の更新の特例を令和 5 年末をもって廃止する方針を明らかにする規定の追加

を内容とする電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令（令和 4 年総務省令第 3 号）が本年 1 月 31 日に公布・施行されたところである。

以上の状況を踏まえ、下記の事項について適切に実施するよう要請する。

記

(1) 既往契約や不適合拘束条件の早期解消

既往契約について、次に掲げる事項を始め、行き過ぎた囲い込みの是正等の改正法の趣旨を踏まえた必要な取組を実施すること。

- ・ より魅力的な料金プランの提供や(2)に示す案内等を通じた利用者の適合契約への移行促進、適合契約への変更（改正法に適合しない全ての条件の解消）等により、早期に解消すること。
- ・ 利用者に有利な不適合拘束条件を有し、早期の解消が困難な既往契約についても、不適合拘束条件を個別に適合させる変更を可能とする今般の制度的措置を活用し、当該契約における利用者に不利な不適合拘束条件について、できる限り速やかに当該条件を解消すること。

(2) 既往契約の利用者への適切な案内・説明及び周知広報

既往契約の利用者に対し、次に掲げる事項を始め、適切な案内・説明及び周知広報の取組を実施すること。

- ・ 不適合拘束条件を有する既往契約（3G契約を除く。）の利用者に対し、令和6年以降は同一条件での更新が不可能となる予定であることを個別にきめ細かく案内・説明するとともに、広く周知広報を行うこと。
- ・ 既往契約における不適合拘束条件を解消した際には、該当する利用者がその旨を認識できるよう個別に通知するとともに、広く周知広報を行うこと。

(3) 既往契約の件数及び取組状況についての報告

本年3月末時点で残存している既往契約の件数（総数並びにその内訳として事業法第27条の3第2項第1号に適合しない契約の件数及び同項第2号に適合しない契約の件数）及び本要請に基づき実施した取組の具体的内容について、本年4月末までに報告を行うこと。

なお、既往契約が残存していない場合には、その旨の報告のみで足りる。

以上

株式会社オプテージ
代表取締役社長 名部 正彦 殿

総務省総合通信基盤局長
二宮 清治

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令の施行を踏まえた
既往契約の解消に向けた取組について（要請）

令和元年 10 月に施行された電気通信事業法の一部を改正する法律（令和元年法律第 5 号。以下「改正法」という。）の施行前に締結された、同法による改正後の電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号。以下「事業法」という。）第 27 条の 3 に適合しない契約（以下「既往契約」という。）については、同条に適合した契約（以下「適合契約」という。）への移行が不利になるおそれのある例外的な利用者も存在することに鑑み、電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令（令和元年総務省令第 38 号）附則第 3 条において、当分の間の経過措置として、既往契約における契約の解除を不当に妨げる提供条件（以下「不適合拘束条件」という。）について、同一の条件で更新することが特例として認められている。

こうした中、「電気通信市場検証会議 競争ルールの検証に関するWG」（主査：新美 育文 明治大学名誉教授）において取りまとめられた「競争ルールの検証に関する報告書 2021」（令和 3 年 9 月公表）では、行き過ぎた囲い込みの是正等の改正法の趣旨の徹底等の観点から、

- ・ 既往契約を抱える事業者において、できる限り早期の解消に向けて、具体的に取組むことが求められる。
- ・ 総務省において、既往契約の種類に応じて、その解消の進捗状況や囲い込み効果の程度、また、利用者への影響にも配慮しつつ、早期解消に向けたスケジュールを定めた上で、事業者に対し、積極的な取組を求めることが適当である。

旨の提言がなされたところである。

これを受け、総務省は、不適合拘束条件を有する既往契約（3G 契約を除く。）の解消時期について、政策上の目標を令和 5 年末に設定するとともに、早期解消を図るための制度的措置を行うこととし、

- ・ 既往契約の不適合拘束条件を個別に適合させる変更を可能とする規定の追加
- ・ 既往契約（3G 契約を除く。）の更新の特例を令和 5 年末をもって廃止する方針を明らかにする規定の追加

を内容とする電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令（令和 4 年総務省令第 3 号）が本年 1 月 31 日に公布・施行されたところである。

以上の状況を踏まえ、下記の事項について適切に実施するよう要請する。

記

(1) 既往契約や不適合拘束条件の早期解消

既往契約について、次に掲げる事項を始め、行き過ぎた囲い込みの是正等の改正法の趣旨を踏まえた必要な取組を実施すること。

- ・ より魅力的な料金プランの提供や(2)に示す案内等を通じた利用者の適合契約への移行促進、適合契約への変更（改正法に適合しない全ての条件の解消）等により、早期に解消すること。
- ・ 利用者に有利な不適合拘束条件を有し、早期の解消が困難な既往契約についても、不適合拘束条件を個別に適合させる変更を可能とする今般の制度的措置を活用し、当該契約における利用者に不利な不適合拘束条件について、できる限り速やかに当該条件を解消すること。

(2) 既往契約の利用者への適切な案内・説明及び周知広報

既往契約の利用者に対し、次に掲げる事項を始め、適切な案内・説明及び周知広報の取組を実施すること。

- ・ 不適合拘束条件を有する既往契約（3G契約を除く。）の利用者に対し、令和6年以降は同一条件での更新が不可能となる予定であることを個別にきめ細かく案内・説明するとともに、広く周知広報を行うこと。
- ・ 既往契約における不適合拘束条件を解消した際には、該当する利用者がその旨を認識できるよう個別に通知するとともに、広く周知広報を行うこと。

(3) 既往契約の件数及び取組状況についての報告

本年3月末時点で残存している既往契約の件数（総数並びにその内訳として事業法第27条の3第2項第1号に適合しない契約の件数及び同項第2号に適合しない契約の件数）及び本要請に基づき実施した取組の具体的内容について、本年4月末までに報告を行うこと。

なお、既往契約が残存していない場合には、その旨の報告のみで足りる。

以上

株式会社ソラコム
代表取締役社長 玉川 憲 殿

総務省総合通信基盤局長
二宮 清治

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令の施行を踏まえた
既往契約の解消に向けた取組について（要請）

令和元年 10 月に施行された電気通信事業法の一部を改正する法律（令和元年法律第 5 号。以下「改正法」という。）の施行前に締結された、同法による改正後の電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号。以下「事業法」という。）第 27 条の 3 に適合しない契約（以下「既往契約」という。）については、同条に適合した契約（以下「適合契約」という。）への移行が不利になるおそれのある例外的な利用者も存在することに鑑み、電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令（令和元年総務省令第 38 号）附則第 3 条において、当分の間の経過措置として、既往契約における契約の解除を不当に妨げる提供条件（以下「不適合拘束条件」という。）について、同一の条件で更新することが特例として認められている。

こうした中、「電気通信市場検証会議 競争ルールの検証に関するWG」（主査：新美 育文 明治大学名誉教授）において取りまとめられた「競争ルールの検証に関する報告書 2021」（令和 3 年 9 月公表）では、行き過ぎた囲い込みの是正等の改正法の趣旨の徹底等の観点から、

- ・ 既往契約を抱える事業者において、できる限り早期の解消に向けて、具体的に取組むことが求められる。
- ・ 総務省において、既往契約の種類に応じて、その解消の進捗状況や囲い込み効果の程度、また、利用者への影響にも配慮しつつ、早期解消に向けたスケジュールを定めた上で、事業者に対し、積極的な取組を求めることが適当である。

旨の提言がなされたところである。

これを受け、総務省は、不適合拘束条件を有する既往契約（3G 契約を除く。）の解消時期について、政策上の目標を令和 5 年末に設定するとともに、早期解消を図るための制度的措置を行うこととし、

- ・ 既往契約の不適合拘束条件を個別に適合させる変更を可能とする規定の追加
- ・ 既往契約（3G 契約を除く。）の更新の特例を令和 5 年末をもって廃止する方針を明らかにする規定の追加

を内容とする電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令（令和 4 年総務省令第 3 号）が本年 1 月 31 日に公布・施行されたところである。

以上の状況を踏まえ、下記の事項について適切に実施するよう要請する。

記

(1) 既往契約や不適合拘束条件の早期解消

既往契約について、次に掲げる事項を始め、行き過ぎた囲い込みの是正等の改正法の趣旨を踏まえた必要な取組を実施すること。

- ・ より魅力的な料金プランの提供や(2)に示す案内等を通じた利用者の適合契約への移行促進、適合契約への変更（改正法に適合しない全ての条件の解消）等により、早期に解消すること。
- ・ 利用者に有利な不適合拘束条件を有し、早期の解消が困難な既往契約についても、不適合拘束条件を個別に適合させる変更を可能とする今般の制度的措置を活用し、当該契約における利用者に不利な不適合拘束条件について、できる限り速やかに当該条件を解消すること。

(2) 既往契約の利用者への適切な案内・説明及び周知広報

既往契約の利用者に対し、次に掲げる事項を始め、適切な案内・説明及び周知広報の取組を実施すること。

- ・ 不適合拘束条件を有する既往契約（3G契約を除く。）の利用者に対し、令和6年以降は同一条件での更新が不可能となる予定であることを個別にきめ細かく案内・説明するとともに、広く周知広報を行うこと。
- ・ 既往契約における不適合拘束条件を解消した際には、該当する利用者がその旨を認識できるよう個別に通知するとともに、広く周知広報を行うこと。

(3) 既往契約の件数及び取組状況についての報告

本年3月末時点で残存している既往契約の件数（総数並びにその内訳として事業法第27条の3第2項第1号に適合しない契約の件数及び同項第2号に適合しない契約の件数）及び本要請に基づき実施した取組の具体的内容について、本年4月末までに報告を行うこと。

なお、既往契約が残存していない場合には、その旨の報告のみで足りる。

以上

中部テレコミュニケーション株式会社
代表取締役社長 宮倉 康彰 殿

総務省総合通信基盤局長
二宮 清治

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令の施行を踏まえた
既往契約の解消に向けた取組について（要請）

令和元年10月に施行された電気通信事業法の一部を改正する法律（令和元年法律第5号。以下「改正法」という。）の施行前に締結された、同法による改正後の電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」という。）第27条の3に適合しない契約（以下「既往契約」という。）については、同条に適合した契約（以下「適合契約」という。）への移行が不利になるおそれのある例外的な利用者も存在することに鑑み、電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令（令和元年総務省令第38号）附則第3条において、当分の間の経過措置として、既往契約における契約の解除を不当に妨げる提供条件（以下「不適合拘束条件」という。）について、同一の条件で更新することが特例として認められている。

こうした中、「電気通信市場検証会議 競争ルールの検証に関するWG」（主査：新美 育文 明治大学名誉教授）において取りまとめられた「競争ルールの検証に関する報告書2021」（令和3年9月公表）では、行き過ぎた囲い込みの是正等の改正法の趣旨の徹底等の観点から、

- ・ 既往契約を抱える事業者において、できる限り早期の解消に向けて、具体的に取組むことが求められる。
- ・ 総務省において、既往契約の種類に応じて、その解消の進捗状況や囲い込み効果の程度、また、利用者への影響にも配慮しつつ、早期解消に向けたスケジュールを定めた上で、事業者に対し、積極的な取組を求めることが適当である。

旨の提言がなされたところである。

これを受け、総務省は、不適合拘束条件を有する既往契約（3G契約を除く。）の解消時期について、政策上の目標を令和5年末に設定するとともに、早期解消を図るための制度的措置を行うこととし、

- ・ 既往契約の不適合拘束条件を個別に適合させる変更を可能とする規定の追加
- ・ 既往契約（3G契約を除く。）の更新の特例を令和5年末をもって廃止する方針を明らかにする規定の追加

を内容とする電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令（令和4年総務省令第3号）が本年1月31日に公布・施行されたところである。

以上の状況を踏まえ、下記の事項について適切に実施するよう要請する。

記

(1) 既往契約や不適合拘束条件の早期解消

既往契約について、次に掲げる事項を始め、行き過ぎた囲い込みの是正等の改正法の趣旨を踏まえた必要な取組を実施すること。

- ・ より魅力的な料金プランの提供や(2)に示す案内等を通じた利用者の適合契約への移行促進、適合契約への変更（改正法に適合しない全ての条件の解消）等により、早期に解消すること。
- ・ 利用者に有利な不適合拘束条件を有し、早期の解消が困難な既往契約についても、不適合拘束条件を個別に適合させる変更を可能とする今般の制度的措置を活用し、当該契約における利用者に不利な不適合拘束条件について、できる限り速やかに当該条件を解消すること。

(2) 既往契約の利用者への適切な案内・説明及び周知広報

既往契約の利用者に対し、次に掲げる事項を始め、適切な案内・説明及び周知広報の取組を実施すること。

- ・ 不適合拘束条件を有する既往契約（3G契約を除く。）の利用者に対し、令和6年以降は同一条件での更新が不可能となる予定であることを個別にきめ細かく案内・説明するとともに、広く周知広報を行うこと。
- ・ 既往契約における不適合拘束条件を解消した際には、該当する利用者がその旨を認識できるよう個別に通知するとともに、広く周知広報を行うこと。

(3) 既往契約の件数及び取組状況についての報告

本年3月末時点で残存している既往契約の件数（総数並びにその内訳として事業法第27条の3第2項第1号に適合しない契約の件数及び同項第2号に適合しない契約の件数）及び本要請に基づき実施した取組の具体的内容について、本年4月末までに報告を行うこと。

なお、既往契約が残存していない場合には、その旨の報告のみで足りる。

以上

株式会社ドコモCS
代表取締役社長 田村 穂積 殿

総務省総合通信基盤局長
二宮 清治

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令の施行を踏まえた
既往契約の解消に向けた取組について（要請）

令和元年 10 月に施行された電気通信事業法の一部を改正する法律（令和元年法律第 5 号。以下「改正法」という。）の施行前に締結された、同法による改正後の電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号。以下「事業法」という。）第 27 条の 3 に適合しない契約（以下「既往契約」という。）については、同条に適合した契約（以下「適合契約」という。）への移行が不利になるおそれのある例外的な利用者も存在することに鑑み、電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令（令和元年総務省令第 38 号）附則第 3 条において、当分の間の経過措置として、既往契約における契約の解除を不当に妨げる提供条件（以下「不適合拘束条件」という。）について、同一の条件で更新することが特例として認められている。

こうした中、「電気通信市場検証会議 競争ルールの検証に関するWG」（主査：新美 育文 明治大学名誉教授）において取りまとめられた「競争ルールの検証に関する報告書 2021」（令和 3 年 9 月公表）では、行き過ぎた囲い込みの是正等の改正法の趣旨の徹底等の観点から、

- ・ 既往契約を抱える事業者において、できる限り早期の解消に向けて、具体的に取組むことが求められる。
- ・ 総務省において、既往契約の種類に応じて、その解消の進捗状況や囲い込み効果の程度、また、利用者への影響にも配慮しつつ、早期解消に向けたスケジュールを定めた上で、事業者に対し、積極的な取組を求めることが適当である。

旨の提言がなされたところである。

これを受け、総務省は、不適合拘束条件を有する既往契約（3G 契約を除く。）の解消時期について、政策上の目標を令和 5 年末に設定するとともに、早期解消を図るための制度的措置を行うこととし、

- ・ 既往契約の不適合拘束条件を個別に適合させる変更を可能とする規定の追加
- ・ 既往契約（3G 契約を除く。）の更新の特例を令和 5 年末をもって廃止する方針を明らかにする規定の追加

を内容とする電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令（令和 4 年総務省令第 3 号）が本年 1 月 31 日に公布・施行されたところである。

以上の状況を踏まえ、下記の事項について適切に実施するよう要請する。

記

(1) 既往契約や不適合拘束条件の早期解消

既往契約について、次に掲げる事項を始め、行き過ぎた囲い込みの是正等の改正法の趣旨を踏まえた必要な取組を実施すること。

- ・ より魅力的な料金プランの提供や(2)に示す案内等を通じた利用者の適合契約への移行促進、適合契約への変更（改正法に適合しない全ての条件の解消）等により、早期に解消すること。
- ・ 利用者に有利な不適合拘束条件を有し、早期の解消が困難な既往契約についても、不適合拘束条件を個別に適合させる変更を可能とする今般の制度的措置を活用し、当該契約における利用者に不利な不適合拘束条件について、できる限り速やかに当該条件を解消すること。

(2) 既往契約の利用者への適切な案内・説明及び周知広報

既往契約の利用者に対し、次に掲げる事項を始め、適切な案内・説明及び周知広報の取組を実施すること。

- ・ 不適合拘束条件を有する既往契約（3G契約を除く。）の利用者に対し、令和6年以降は同一条件での更新が不可能となる予定であることを個別にきめ細かく案内・説明するとともに、広く周知広報を行うこと。
- ・ 既往契約における不適合拘束条件を解消した際には、該当する利用者がその旨を認識できるよう個別に通知するとともに、広く周知広報を行うこと。

(3) 既往契約の件数及び取組状況についての報告

本年3月末時点で残存している既往契約の件数（総数並びにその内訳として事業法第27条の3第2項第1号に適合しない契約の件数及び同項第2号に適合しない契約の件数）及び本要請に基づき実施した取組の具体的内容について、本年4月末までに報告を行うこと。

なお、既往契約が残存していない場合には、その旨の報告のみで足りる。

以上

ビッグロブ株式会社
代表取締役社長 有泉 健 殿

総務省総合通信基盤局長
二宮 清治

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令の施行を踏まえた
既往契約の解消に向けた取組について（要請）

令和元年 10 月に施行された電気通信事業法の一部を改正する法律（令和元年法律第 5 号。以下「改正法」という。）の施行前に締結された、同法による改正後の電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号。以下「事業法」という。）第 27 条の 3 に適合しない契約（以下「既往契約」という。）については、同条に適合した契約（以下「適合契約」という。）への移行が不利になるおそれのある例外的な利用者も存在することに鑑み、電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令（令和元年総務省令第 38 号）附則第 3 条において、当分の間の経過措置として、既往契約における契約の解除を不当に妨げる提供条件（以下「不適合拘束条件」という。）について、同一の条件で更新することが特例として認められている。

こうした中、「電気通信市場検証会議 競争ルールの検証に関するWG」（主査：新美 育文 明治大学名誉教授）において取りまとめられた「競争ルールの検証に関する報告書 2021」（令和 3 年 9 月公表）では、行き過ぎた囲い込みの是正等の改正法の趣旨の徹底等の観点から、

- ・ 既往契約を抱える事業者において、できる限り早期の解消に向けて、具体的に取組むことが求められる。
- ・ 総務省において、既往契約の種類に応じて、その解消の進捗状況や囲い込み効果の程度、また、利用者への影響にも配慮しつつ、早期解消に向けたスケジュールを定めた上で、事業者に対し、積極的な取組を求めることが適当である。

旨の提言がなされたところである。

これを受け、総務省は、不適合拘束条件を有する既往契約（3G 契約を除く。）の解消時期について、政策上の目標を令和 5 年末に設定するとともに、早期解消を図るための制度的措置を行うこととし、

- ・ 既往契約の不適合拘束条件を個別に適合させる変更を可能とする規定の追加
- ・ 既往契約（3G 契約を除く。）の更新の特例を令和 5 年末をもって廃止する方針を明らかにする規定の追加

を内容とする電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令（令和 4 年総務省令第 3 号）が本年 1 月 31 日に公布・施行されたところである。

以上の状況を踏まえ、下記の事項について適切に実施するよう要請する。

記

(1) 既往契約や不適合拘束条件の早期解消

既往契約について、次に掲げる事項を始め、行き過ぎた囲い込みの是正等の改正法の趣旨を踏まえた必要な取組を実施すること。

- ・ より魅力的な料金プランの提供や(2)に示す案内等を通じた利用者の適合契約への移行促進、適合契約への変更（改正法に適合しない全ての条件の解消）等により、早期に解消すること。
- ・ 利用者に有利な不適合拘束条件を有し、早期の解消が困難な既往契約についても、不適合拘束条件を個別に適合させる変更を可能とする今般の制度的措置を活用し、当該契約における利用者に不利な不適合拘束条件について、できる限り速やかに当該条件を解消すること。

(2) 既往契約の利用者への適切な案内・説明及び周知広報

既往契約の利用者に対し、次に掲げる事項を始め、適切な案内・説明及び周知広報の取組を実施すること。

- ・ 不適合拘束条件を有する既往契約（3G契約を除く。）の利用者に対し、令和6年以降は同一条件での更新が不可能となる予定であることを個別にきめ細かく案内・説明するとともに、広く周知広報を行うこと。
- ・ 既往契約における不適合拘束条件を解消した際には、該当する利用者がその旨を認識できるよう個別に通知するとともに、広く周知広報を行うこと。

(3) 既往契約の件数及び取組状況についての報告

本年3月末時点で残存している既往契約の件数（総数並びにその内訳として事業法第27条の3第2項第1号に適合しない契約の件数及び同項第2号に適合しない契約の件数）及び本要請に基づき実施した取組の具体的内容について、本年4月末までに報告を行うこと。

なお、既往契約が残存していない場合には、その旨の報告のみで足りる。

以上

ヤフー株式会社
代表取締役社長 CEO 川邊 健太郎 殿

総務省総合通信基盤局長
二宮 清治

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令の施行を踏まえた
既往契約の解消に向けた取組について（要請）

令和元年 10 月に施行された電気通信事業法の一部を改正する法律（令和元年法律第 5 号。以下「改正法」という。）の施行前に締結された、同法による改正後の電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号。以下「事業法」という。）第 27 条の 3 に適合しない契約（以下「既往契約」という。）については、同条に適合した契約（以下「適合契約」という。）への移行が不利になるおそれのある例外的な利用者も存在することに鑑み、電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令（令和元年総務省令第 38 号）附則第 3 条において、当分の間の経過措置として、既往契約における契約の解除を不当に妨げる提供条件（以下「不適合拘束条件」という。）について、同一の条件で更新することが特例として認められている。

こうした中、「電気通信市場検証会議 競争ルールの検証に関するWG」（主査：新美 育文 明治大学名誉教授）において取りまとめられた「競争ルールの検証に関する報告書 2021」（令和 3 年 9 月公表）では、行き過ぎた囲い込みの是正等の改正法の趣旨の徹底等の観点から、

- ・ 既往契約を抱える事業者において、できる限り早期の解消に向けて、具体的に取組むことが求められる。
- ・ 総務省において、既往契約の種類に応じて、その解消の進捗状況や囲い込み効果の程度、また、利用者への影響にも配慮しつつ、早期解消に向けたスケジュールを定めた上で、事業者に対し、積極的な取組を求めることが適当である。

旨の提言がなされたところである。

これを受け、総務省は、不適合拘束条件を有する既往契約（3G 契約を除く。）の解消時期について、政策上の目標を令和 5 年末に設定するとともに、早期解消を図るための制度的措置を行うこととし、

- ・ 既往契約の不適合拘束条件を個別に適合させる変更を可能とする規定の追加
- ・ 既往契約（3G 契約を除く。）の更新の特例を令和 5 年末をもって廃止する方針を明らかにする規定の追加

を内容とする電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令（令和 4 年総務省令第 3 号）が本年 1 月 31 日に公布・施行されたところである。

以上の状況を踏まえ、下記の事項について適切に実施するよう要請する。

記

(1) 既往契約や不適合拘束条件の早期解消

既往契約について、次に掲げる事項を始め、行き過ぎた囲い込みの是正等の改正法の趣旨を踏まえた必要な取組を実施すること。

- ・ より魅力的な料金プランの提供や(2)に示す案内等を通じた利用者の適合契約への移行促進、適合契約への変更（改正法に適合しない全ての条件の解消）等により、早期に解消すること。
- ・ 利用者に有利な不適合拘束条件を有し、早期の解消が困難な既往契約についても、不適合拘束条件を個別に適合させる変更を可能とする今般の制度的措置を活用し、当該契約における利用者に不利な不適合拘束条件について、できる限り速やかに当該条件を解消すること。

(2) 既往契約の利用者への適切な案内・説明及び周知広報

既往契約の利用者に対し、次に掲げる事項を始め、適切な案内・説明及び周知広報の取組を実施すること。

- ・ 不適合拘束条件を有する既往契約（3G契約を除く。）の利用者に対し、令和6年以降は同一条件での更新が不可能となる予定であることを個別にきめ細かく案内・説明するとともに、広く周知広報を行うこと。
- ・ 既往契約における不適合拘束条件を解消した際には、該当する利用者がその旨を認識できるよう個別に通知するとともに、広く周知広報を行うこと。

(3) 既往契約の件数及び取組状況についての報告

本年3月末時点で残存している既往契約の件数（総数並びにその内訳として事業法第27条の3第2項第1号に適合しない契約の件数及び同項第2号に適合しない契約の件数）及び本要請に基づき実施した取組の具体的内容について、本年4月末までに報告を行うこと。

なお、既往契約が残存していない場合には、その旨の報告のみで足りる。

以上

LINEモバイル株式会社
代表取締役社長 筒井 雅彦 殿

総務省総合通信基盤局長
二宮 清治

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令の施行を踏まえた
既往契約の解消に向けた取組について（要請）

令和元年 10 月に施行された電気通信事業法の一部を改正する法律（令和元年法律第 5 号。以下「改正法」という。）の施行前に締結された、同法による改正後の電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号。以下「事業法」という。）第 27 条の 3 に適合しない契約（以下「既往契約」という。）については、同条に適合した契約（以下「適合契約」という。）への移行が不利になるおそれのある例外的な利用者も存在することに鑑み、電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令（令和元年総務省令第 38 号）附則第 3 条において、当分の間の経過措置として、既往契約における契約の解除を不当に妨げる提供条件（以下「不適合拘束条件」という。）について、同一の条件で更新することが特例として認められている。

こうした中、「電気通信市場検証会議 競争ルールの検証に関するWG」（主査：新美 育文 明治大学名誉教授）において取りまとめられた「競争ルールの検証に関する報告書 2021」（令和 3 年 9 月公表）では、行き過ぎた囲い込みの是正等の改正法の趣旨の徹底等の観点から、

- ・ 既往契約を抱える事業者において、できる限り早期の解消に向けて、具体的に取組むことが求められる。
- ・ 総務省において、既往契約の種類に応じて、その解消の進捗状況や囲い込み効果の程度、また、利用者への影響にも配慮しつつ、早期解消に向けたスケジュールを定めた上で、事業者に対し、積極的な取組を求めることが適当である。

旨の提言がなされたところである。

これを受け、総務省は、不適合拘束条件を有する既往契約（3G 契約を除く。）の解消時期について、政策上の目標を令和 5 年末に設定するとともに、早期解消を図るための制度的措置を行うこととし、

- ・ 既往契約の不適合拘束条件を個別に適合させる変更を可能とする規定の追加
- ・ 既往契約（3G 契約を除く。）の更新の特例を令和 5 年末をもって廃止する方針を明らかにする規定の追加

を内容とする電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令（令和 4 年総務省令第 3 号）が本年 1 月 31 日に公布・施行されたところである。

以上の状況を踏まえ、下記の事項について適切に実施するよう要請する。

記

(1) 既往契約や不適合拘束条件の早期解消

既往契約について、次に掲げる事項を始め、行き過ぎた囲い込みの是正等の改正法の趣旨を踏まえた必要な取組を実施すること。

- ・ より魅力的な料金プランの提供や(2)に示す案内等を通じた利用者の適合契約への移行促進、適合契約への変更（改正法に適合しない全ての条件の解消）等により、早期に解消すること。
- ・ 利用者に有利な不適合拘束条件を有し、早期の解消が困難な既往契約についても、不適合拘束条件を個別に適合させる変更を可能とする今般の制度的措置を活用し、当該契約における利用者に不利な不適合拘束条件について、できる限り速やかに当該条件を解消すること。

(2) 既往契約の利用者への適切な案内・説明及び周知広報

既往契約の利用者に対し、次に掲げる事項を始め、適切な案内・説明及び周知広報の取組を実施すること。

- ・ 不適合拘束条件を有する既往契約（3G契約を除く。）の利用者に対し、令和6年以降は同一条件での更新が不可能となる予定であることを個別にきめ細かく案内・説明するとともに、広く周知広報を行うこと。
- ・ 既往契約における不適合拘束条件を解消した際には、該当する利用者がその旨を認識できるよう個別に通知するとともに、広く周知広報を行うこと。

(3) 既往契約の件数及び取組状況についての報告

本年3月末時点で残存している既往契約の件数（総数並びにその内訳として事業法第27条の3第2項第1号に適合しない契約の件数及び同項第2号に適合しない契約の件数）及び本要請に基づき実施した取組の具体的内容について、本年4月末までに報告を行うこと。

なお、既往契約が残存していない場合には、その旨の報告のみで足りる。

以上

楽天コミュニケーションズ株式会社
代表取締役社長 金子 昌義 殿

総務省総合通信基盤局長
二宮 清治

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令の施行を踏まえた
既往契約の解消に向けた取組について（要請）

令和元年 10 月に施行された電気通信事業法の一部を改正する法律（令和元年法律第 5 号。以下「改正法」という。）の施行前に締結された、同法による改正後の電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号。以下「事業法」という。）第 27 条の 3 に適合しない契約（以下「既往契約」という。）については、同条に適合した契約（以下「適合契約」という。）への移行が不利になるおそれのある例外的な利用者も存在することに鑑み、電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令（令和元年総務省令第 38 号）附則第 3 条において、当分の間の経過措置として、既往契約における契約の解除を不当に妨げる提供条件（以下「不適合拘束条件」という。）について、同一の条件で更新することが特例として認められている。

こうした中、「電気通信市場検証会議 競争ルールの検証に関するWG」（主査：新美 育文 明治大学名誉教授）において取りまとめられた「競争ルールの検証に関する報告書 2021」（令和 3 年 9 月公表）では、行き過ぎた囲い込みの是正等の改正法の趣旨の徹底等の観点から、

- ・ 既往契約を抱える事業者において、できる限り早期の解消に向けて、具体的に取組むことが求められる。
- ・ 総務省において、既往契約の種類に応じて、その解消の進捗状況や囲い込み効果の程度、また、利用者への影響にも配慮しつつ、早期解消に向けたスケジュールを定めた上で、事業者に対し、積極的な取組を求めることが適当である。

旨の提言がなされたところである。

これを受け、総務省は、不適合拘束条件を有する既往契約（3G 契約を除く。）の解消時期について、政策上の目標を令和 5 年末に設定するとともに、早期解消を図るための制度的措置を行うこととし、

- ・ 既往契約の不適合拘束条件を個別に適合させる変更を可能とする規定の追加
- ・ 既往契約（3G 契約を除く。）の更新の特例を令和 5 年末をもって廃止する方針を明らかにする規定の追加

を内容とする電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令（令和 4 年総務省令第 3 号）が本年 1 月 31 日に公布・施行されたところである。

以上の状況を踏まえ、下記の事項について適切に実施するよう要請する。

記

(1) 既往契約や不適合拘束条件の早期解消

既往契約について、次に掲げる事項を始め、行き過ぎた囲い込みの是正等の改正法の趣旨を踏まえた必要な取組を実施すること。

- ・ より魅力的な料金プランの提供や(2)に示す案内等を通じた利用者の適合契約への移行促進、適合契約への変更（改正法に適合しない全ての条件の解消）等により、早期に解消すること。
- ・ 利用者に有利な不適合拘束条件を有し、早期の解消が困難な既往契約についても、不適合拘束条件を個別に適合させる変更を可能とする今般の制度的措置を活用し、当該契約における利用者に不利な不適合拘束条件について、できる限り速やかに当該条件を解消すること。

(2) 既往契約の利用者への適切な案内・説明及び周知広報

既往契約の利用者に対し、次に掲げる事項を始め、適切な案内・説明及び周知広報の取組を実施すること。

- ・ 不適合拘束条件を有する既往契約（3G契約を除く。）の利用者に対し、令和6年以降は同一条件での更新が不可能となる予定であることを個別にきめ細かく案内・説明するとともに、広く周知広報を行うこと。
- ・ 既往契約における不適合拘束条件を解消した際には、該当する利用者がその旨を認識できるよう個別に通知するとともに、広く周知広報を行うこと。

(3) 既往契約の件数及び取組状況についての報告

本年3月末時点で残存している既往契約の件数（総数並びにその内訳として事業法第27条の3第2項第1号に適合しない契約の件数及び同項第2号に適合しない契約の件数）及び本要請に基づき実施した取組の具体的内容について、本年4月末までに報告を行うこと。

なお、既往契約が残存していない場合には、その旨の報告のみで足りる。

以上